

## 大東市小中学校長寿命化計画改定業務に係る公募型プロポーザル審査要領

本業務に係る企画提案書等の審査については、「大東市プロポーザル方式事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、以下により行うものとする。

### 1. 業務実施上の条件

実施要領に記載した参加資格要件を満たしていない場合、同じく実施要領に記載した失格事項に該当する場合は、失格とする。

### 2. 一次審査（書類審査）

本審査要領に基づき、選定委員会が提出された書類に基づき評価項目の審査を行い、評価点の高いものから3事業者程度を一次審査通過者として選定する。ただし、応募者が3事業者以下であった場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において併せて審査するものとする。

#### (1) 審査内容

本業務が本市の目的に沿って確実に遂行されるよう、過去の業務実績、本業務の実施体制について審査する。評価項目は以下のとおりとするが、各評価項目の審査は、あらかじめ事務局が行い、選定委員会に提出するものとする。

(評価項目)

- ①会社の業務実績(配点:4点)
- ②業務実施体制(配点:6点)
- ③管理技術者の業務実績(配点:5点)
- ④担当技術者の業務実績(配点:5点)

#### (2) 各評価項目の審査方法について

- ①会社の業務実績(配点:4点)

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、同種業務の受注実績について評価する。

〔評価基準及び評価点〕

| 評価項目    | 評価基準             | 評価点 |
|---------|------------------|-----|
| 会社の業務実績 | 同種業務の受注実績が5件以上ある | 4   |
|         | 同種業務の受注実績が3件以上ある | 3   |
|         | 同種業務の受注実績が2件である  | 2   |
|         | 同種業務の受注実績が1件である  | 1   |
|         | 上記以外             | 0   |

- ②業務実施体制(配点:6点)

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、実施体制の業務遂行能力について評価する。

〔評価基準及び評価点〕

| 評価項目   | 評価基準        | 評価点 |
|--------|-------------|-----|
| 従事予定者数 | 従事予定者数が5人以上 | 2   |

|          |                                                 |   |
|----------|-------------------------------------------------|---|
| 担当技術者の資格 | 従事予定者数が3人以上                                     | 1 |
|          | 従事予定者数が2人                                       | 0 |
|          | 技術士(建設部門／都市及び地方計画)もしくは一級建築士の配置が2人以上ある           | 4 |
|          | 技術士(建設部門／都市及び地方計画)もしくは一級建築士を含む有資格者(※)の配置が3人以上ある | 3 |
|          | 技術士(建設部門／都市及び地方計画)もしくは一級建築士を含む有資格者の配置が2人        | 2 |
|          | 技術士(建設部門／都市及び地方計画)もしくは一級建築士の配置がある               | 1 |
|          | 技術士(建設部門／都市及び地方計画)もしくは一級建築士の配置がない               | 0 |

(※)有資格者とは、技術士(建設部門／都市及び地方計画)、一級建築士、二級建築士、RCCM(都市計画及び地方計画)のいずれかの資格を有する者をいう。

### ③管理技術者の業務実績(配点:5点)

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、管理技術者の知識・経験について評価する。

〔評価基準及び評価点〕

| 評価項目       | 評価基準             | 評価点 |
|------------|------------------|-----|
| 管理技術者の業務実績 | 同種業務の従事実績が5件以上ある | 5   |
|            | 同種業務の従事実績が4件である  | 4   |
|            | 同種業務の従事実績が3件である  | 3   |
|            | 同種業務の従事実績が2件である  | 2   |
|            | 同種業務の従事実績が1件である  | 1   |
|            | 上記以外             | 0   |

### ④担当技術者の業務実績(配点:5点)

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、担当技術者の知識・経験について評価する。  
なお、担当技術者が複数名配置される場合は、最も従事実績を有するものを評価の対象とする。

〔評価基準及び評価点〕

| 評価項目       | 評価基準             | 評価点 |
|------------|------------------|-----|
| 担当技術者の業務実績 | 同種業務の従事実績が5件以上ある | 5   |
|            | 同種業務の従事実績が4件である  | 4   |
|            | 同種業務の従事実績が3件である  | 3   |
|            | 同種業務の従事実績が2件である  | 2   |
|            | 同種業務の従事実績が1件である  | 1   |
|            | 上記以外             | 0   |

## 3. 二次審査（ヒアリング審査）

本審査要領に基づき、選定委員会が企画提案書の審査及びヒアリングを行い、本業務の目的に最も合致した企画力・技術力を有する契約候補者を選定する。

なお、二次審査の対象が1事業者であった場合でも、価格提案を除く評価点の合計が54点以上であれば、当該事業者を契約候補者として選定する。

#### (1) 審査内容

本業務に対する事業者の取組方針や企画力等を評価するため、以下の評価項目について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書の内容を審査する。

(評価項目)

- ①業務実施方針(配点:10点)
- ②企画提案(配点:50点)
- ③業務工程表(配点:10点)
- ④価格提案(配点:10点) ※プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。

#### (2) 各評価項目の審査方法について

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。各評価項目の最終評価点は、各選定委員の評価点の合計を委員数(5名)で除して決定する。

##### ①業務実施方針(配点:10点)

[評価基準及び各委員の評価点]

| 評価基準                                                                                                                                                       | 各委員の評価点 |    |    |       |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|----|-------|-----|
|                                                                                                                                                            | 10点     | 8点 | 6点 | 4点    | 2点  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の理解度及び取り組み意欲、発注者を支援する姿勢</li> <li>・本業務を円滑に実施する体制が組まれているか。</li> <li>・実行性のある計画に改定するための的確な手順、手法が提案されているか。</li> </ul> | 非常に良好   | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

##### ②企画提案(配点:50点)

[評価基準及び各委員の評価点]

| 評価基準                                                          | 各委員の評価点 |    |    |       |     |
|---------------------------------------------------------------|---------|----|----|-------|-----|
|                                                               | 10点     | 8点 | 6点 | 4点    | 2点  |
| 小中学校の実態を把握する上で、的確な手法が具体的に提案されているか。有益な成果が見込まれる提案がなされているか。《15点》 | 非常に良好   | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

|                                                                                          |       |    |    |       |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|----|-------|-----|
| 効率的・効果的な施設整備を進めていく上で、有益な提案がなされているか。また、実施計画の見直しに関して、トータルコストの圧縮や平準化に資する有効な提案がなされているか。《15点》 | 非常に良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 整備方針・整備水準の見直しや詳細な検討を行う上で、耐用年数の考え方の整理等も含め、的確な手法が具体的に提案されているか。《10点》                        | 非常に良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 事業者独自の有益で実現性のある提案がなされているか。《10点》                                                          | 非常に良好 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

### ③業務工程表(配点:10点)

[評価基準及び各委員の評価点]

| 評価基準                                                                                                                                | 各委員の評価点 |    |    |       |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|----|-------|-----|
|                                                                                                                                     | 10点     | 8点 | 6点 | 4点    | 2点  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務項目が順序立てて整理され、全体スケジュールが適切且つ具体的に組まれてあるか</li> <li>・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されてあるか</li> </ul> | 非常に良好   | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |

[最終評価点の算出方法]

$$\left( \begin{array}{l} \text{非常に良好} \Rightarrow 10\text{点} \\ \text{良好} \Rightarrow 8\text{点} \\ \text{普通} \Rightarrow 6\text{点} \\ \text{やや不十分} \Rightarrow 4\text{点} \\ \text{不十分} \Rightarrow 2\text{点} \end{array} \right) \Rightarrow \frac{\text{委員合計}}{\text{委員数}} \Rightarrow \text{最終評価点}$$

### ④価格提案(配点:10点)

以下の算出方法により、見積書に記載された金額の評価点を決定する。なお、予定価格を超える場合は失格とする。

〔算出方法〕

価格提案の評価点 = 10点×最低見積金額／当該見積金額

(3)その他

- ①価格提案を除く評価点の合計が54点に満たない場合、契約候補者として選定しない。
- ②評価点が高点の場合、企画提案書(配点:70点)の評価点が高い事業者を上位者とする。それでも評価点が高点の場合は、価格提案が最も低い事業者を上位者とする。
- ③企画提案(配点:50点)の評価点が著しく低く、業務遂行に支障があると認められる場合は、契約候補者に選定しないことがある。

**参 考**

大東市プロポーザル方式事業者選定委員会の委員構成

委員      教育総務部長  
            関係行政機関の職員(市長部局)      2名  
            関係行政機関の職員(教育委員会)   2名    計5名